

自動車リサイクル法に基づく 登録申請書等様式集

～引 取 業～

申請等を使用される場合は
様式部分を複写してお使いください

令和6年9月
大 津 市

自動車リサイクル法に基づく登録申請書等様式集

～引 取 業～

I	引取業留意事項	1～ 3
II	引取業登録申請書等様式編	4～10
	・ 引取業登録申請、変更届出書類チェックリスト.....	5
	・ 引取業者登録（登録の更新）申請書.....	6
	・ 引取業者変更届出書.....	8
	・ 誓約書.....	9
	・ 引取業者廃業等届出書.....	10
III	記入例	11～14

I 引取業 留意事項

(1) 引取業者の登録と登録の更新（法第42条）

引取業を行おうとする者は、市長の登録を受けなければなりません。

この登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

※引取業者は、大津市への登録とは別に、電子マニフェストによる移動報告、フロン類やエアバッグ類の回収料金の授受等のために、公益財団法人自動車リサイクル促進センターが管理・運営する「自動車リサイクルシステム」への登録も必要です。

(2) 引取業者の引取義務（法第9条）

自動車の所有者から使用済自動車の引取りを求められたときは、再資源化預託金（リサイクル料金）等が資金管理人（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に預託されているかどうかを確認しなければなりません。また、預託されていれば、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、引き取らなければなりません。

(3) 書面の交付義務（法第80条）

使用済自動車を引き取るときは、主務省令で定めるところにより、使用済自動車の引取りを求めた者（車検証上の最終所有者とは必ずしも一致しません。）に対し、引取の書面（引取証）を交付しなければなりません。

引取の書面（引取証）に必要な記載事項は以下のとおりです。

- ・ 引取業者の氏名又は名称、登録番号、事業所名、所在地、電話番号
- ・ 使用済自動車の車台番号
- ・ 引取りを求めた者の氏名又は名称
- ・ 引き取った年月日
- ・ 再資源化預託金等の額

(4) 引取業者の引渡義務（法第10条）

引取業者は、使用済自動車を引き取ったときは、速やかに、特定エアコンディショナーが搭載されている場合はフロン類回収業者に、搭載されていない場合は解体業者に、引き渡されなければなりません。

(5) 移動報告（法第81条、第82条）

引取業者は、電子マニフェスト等を利用して、引取・引渡から3日以内に情報管理センター（公益財団法人自動車リサイクル促進センター）に引取・引渡の報告を行わなければなりません。

(6) 廃棄物処理基準遵守義務（法第122条）

引取業者は、使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項または第14条第1項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、使用済自動車の収集または運搬（法第9条第1項の規定による引取または法第10条の規定による引渡しに係るものに限る。）を業として行うことができます。

なお、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理基準に従って運搬しなければなりません。

(7) 登録の拒否（法第45条第1項）

市長は、引取業登録申請者が次のいずれかに該当するときは、その登録を拒否します。

◆法第45条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当する者

- 1 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者（※）又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 この法律、フロン類法（※※）若しくは廃棄物処理法又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 法第51条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- 4 引取業者で法人であるものが法第51条第1項の規定により登録を取り消された場合において、

その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

5 法第51条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

6 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

7 法人でその役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの

※主務省令で「精神の機能の障害により引取業を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」と定められている。

※※フロン類法とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）の略称である。

◆申請書に記載された法第43条第1項第5号に規定する使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の適正かつ確実な回収の実施の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

＜登録の基準＞（次のいずれかに適合していること。申請時には、次のいずれかを証する書類を添付してください。）

・申請に係る事業所ごとに、使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための適切な方法を記載した書類を有すること。

【上記の書類の写しを添付】

・使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有すること。

【上記の十分な知識を有するものが確認できる資格証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証等の写し、または自動車分解整備事業者として認証されていることを証する書類の写しを添付】

◆申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているとき。

（8）変更の届出（法第46条）

引取業者は、法第43条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。

（9）廃業等の届出（法第48条）

引取業者が法第48条第1項各号に該当することとなった場合は、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければなりません。

（10）標識の掲示（法第50条）

引取業者は、事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、縦及び横それぞれ20cm以上の標識（引取業者であること、引取業者の氏名又は名称、登録番号を記載）を掲げなければなりません。

（11）登録の申請先

大津市環境部産業廃棄物対策課に提出してください。

住所：大津市御陵町3番1号 電話：077-528-2062

（12）登録申請書等の提出

申請書等の提出は、正本1部です。

書類の補正（手直し）が必要な場合にスムーズに対応できるように、提出する書類の「控え」（電子ファイル、コピーなど）を手元に残すようにしてください。

また、登録申請手続きにおいては、次のとおり審査手数料（大津市納付書により現金にて納付）が必要となります。※納付書の写しを提出

新規登録申請	5,600円
更新登録申請	3,600円

Ⅱ 引取業 登録申請書等 様式編

引取業登録申請等書類チェックリスト

(提出書類は、下表の書類の順番に綴じて提出してください。)

必 要 書 類	登 録 申 請	
	新 規	更 新
引取業者登録（登録の更新）申請書（法様式第一、p6～7）		
〔申請者が個人の場合〕住民票の写し 注1)		
〔申請者が法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注1)		
〔申請者が未成年者で法定代理人が個人の場合〕住民票の写し 注1)		
〔申請者が未成年者で法定代理人が法人の場合〕 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注1)		
誓約書（市様式第1、p9）		
エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（「確認方法を記載した書類」若しくは「技術者の設置を証する書類」注3））※事業所ごと		
その他市長が必要と認める書類		

引取業変更届出書類チェックリスト

届出の種類	添 付 書 面	チェック欄
氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名に係る変更	引取業者変更届出書（法様式第二、p8）	
	〔個人の場合〕住民票の写し 注1)	
	〔法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項全部証明書）注1)	
	誓約書（市様式第1、p9）	
事業所の名称及び所在地に係る変更	引取業者変更届出書（法様式第二、p8）	
	誓約書（市様式第1、p9）	
	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（確認方法を記載した書類もしくは技術者の設置を証する書類等）※事業所ごと	
役員の氏名に係る変更 注2)	引取業者変更届出書（法様式第二、p8）	
	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	
	誓約書（市様式第1、p9）	
申請者が未成年者である場合において、その法定代理人の氏名及び住所に係る変更	引取業者変更届出書（法様式第二、p8）	
	〔法定代理人が個人の場合〕住民票の写し 注1)	
	〔法定代理人が法人の場合〕 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注1)	
	誓約書（市様式第1、p9）	
エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制に係る変更	引取業者変更届出書（法様式第二、p8）	
	誓約書（市様式第1、p9）	
	エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類（「確認方法を記載した書類」若しくは「技術者の設置を証する書類」注3））※事業所ごと	
その他市長が必要と認める書類		

注1) 住民票の写しは、個人番号（マイナンバー）の記載がないものに限る。住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行日より3ヶ月以内のもの。

注2) 法人の役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

注3) 技術者の設置を証する書類は、エアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が確認できる資格証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証等の写し、又は自動車分解整備事業者として認証されていることを証する書類の写し等である。

様式第一（第四十六条関係）

登 録
引 取 業 者
登録の更新

申請書

※登録番号	
※登録年月日	

年 月 日

大 津 市 長

(郵便番号)
住所
氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名

事業所の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	(郵便番号) 電話番号

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

--

- 備考
- ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
 - 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業者変更届出書

年 月 日

大 津 市 長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

変更の内容	新	旧
変更の理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

誓 約 書

申請者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律第45条第 1 項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

大津市長

住所

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

引取業者廃業等届出書

年 月 日

大 津 市 長

(郵便番号)

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

引取業を廃業等したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

廃業等した引取業者 の住所、氏名（法人にあ っては名称及び代表者 の氏名）及び登録番号	住 所
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
	登録番号
届出事由が生じた日	
廃業等する事由	1 死亡した 2 法人が合併により消滅した 3 法人が破産手続開始の決定により解散した 4 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した 5 その登録に係る引取業を廃止した

- 備考 1 廃業等した日から30日以内に届け出をすること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 引取業者登録通知書を添付すること。
- 4 廃業等する事由及びその届出義務者は次のとおりです。
- (1) 死亡（届出義務者：その相続人）
 - (2) 法人が合併により消滅（届出義務者：その法人を代表する役員であった者）
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散（届出義務者：その破産管財人）
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（届出義務者：その清算人）
 - (5) 引取業の廃止（届出義務者：引取業者であった個人又は引取業者であった法人を代表する役員）

Ⅲ 記入例

登 録
引 取 業 者 申 請 書
~~登録の更新~~

不要な部分を削除してください。

※登録番号	
※登録年月日	

〇〇年〇〇月〇〇日

大 津 市 長

(郵便番号) XXX-XXXX
住 所 大津市〇〇町〇番〇号
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇△△
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

使用済自動車の再資源化等に関する法律第43条第1項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（~~登録の更新~~）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。申請者が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
〇〇△△（ふりがな） □□■ ■（ふりがな） <この欄に書ききれない場合> 別紙のとおり	代表取締役 監査役 （左欄及び下欄で「別紙のとおり」とした場合は、別紙に同様な欄を設けて添付してください。）

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名 称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
別紙のとおり	

事業所の名称及び所在地

名 称	〇〇株式会社△△営業所 ＜この欄に書ききれない場合＞ 別紙のとおり
所 在 地	(郵便番号) XXX-XXXX 大津市××町〇番〇号 電話番号XXXX-XX-XXXX

使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制

【例1】使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類を有しています。 ＜確認するための方法を記載した書類を添付してください。＞ 【例2】使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーの構造に関し十分な知見を有する者が、エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認できる体制を有しています。 ＜技術者の設置を証する書類（資格証、講習の受講修了証の写し等を添付してください。＞

- 備考 1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。
- 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

引取業者変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

大 津 市 長

(郵便番号) XXX-XXXX
住 所 大津市〇〇町〇番〇号
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇△△
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 XXX-XXX-XXXX

〇〇年 〇月 〇日付け第21151XXXXXX号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇△△ 〇〇株式会社 ××営業所 (所在地変更の場合、郵便番号、住所、 電話番号も記載) 代表取締役 〇〇△△ 取締役 △△××	株式会社△△ 代表取締役 △△×× 株式会社△△ ××営業所 代表取締役 △△×× 取締役 〇〇△△ 役員の変更にあたっては、変更のない者を含めた役員全て（代表取締役を含む。）を列記すること。
変更の理由	(理由適宜) 例：名称の変更、代表者の変更、事業所所在地の変更	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

問い合わせ先

自動車リサイクル法に基づく登録申請書等
様式集

令和6年9月 作成

発行 大津市環境部 産業廃棄物対策課

〒520-8575 大津市御陵町3-1

TEL 077-528-2062